

ご存じですか？

老人保健受給者の皆さんへお願い

①受診の際は、保険証と老人保健法による健康手帳と医療受給者証を必ず提示してください。

②診療継続中に受給資格（被扶養者の資格、勤務先の変更など）の変更がある場合は、すみやかに医療機関と役場住民課へ届け出てください。
健康手帳と医療受給者証は、老人保健の受給資格を、また保険証は、医療保険の加入者

窓口で手続きが必要な方

こんなときは	いるもの	いつ
70歳になったとき	保険証・印鑑	70歳の誕生日
医療保険が変わったとき	保険証・印鑑	すぐに
転入して来たとき	保険証・印鑑	すぐに
転出するとき	老人医療受給者証 印鑑	すぐに
町内で転居したとき	老人医療受給者証 保険証・印鑑	すぐに
死亡したとき	老人医療受給者証 印鑑	すぐに
65歳～69歳の人 が一定の障害になったとき	保険証・印鑑・障害の程度を証明するもの	身体障害者手帳等の交付を受けたらすぐに

であることを証明するものとして、老人医療の適正な運用のために、皆さんのご協力をお願いいたします。

住民課福祉係へ
届け出て下さい



国保

保険税・滞納すると

みんなが
あなたが
困ります

医療費を支える
あなたの保険税

保険税は、国保の大切な財源です。医療費が増え続け国保の財源を苦しめてくる現在、保険税がきちんと納められなければ国保は運営できなくなってしまう。そして、保険制度がなくなると、お医者さんにかかったときの医療費を全額負担しなければならなくなるのです。

労惜しみ 滞納すると

こんな措置

- ①保険証を返してもらおう場合があります。
- ②保険給付の一部又は全部が

差し止められることがあります。

【被保険者資格証明書
の交付】

保険証の代わりに被保険者資格証明書が交付され、これで診療を受けます。（老人保健制度や公費医療を受けている人を除く。）

このときはいったん全額自己負担し、後日申請すれば七割（又は八割）が払い戻されますが、保険給付の一部または全部が差し止められることがあります。

また、保険税が完納されると認められたときには、保険証が交付されます。

